大會抄錄

唐朝初期の歷史編纂事業

淺見直一郎

中國の正史編纂の歷史において、唐朝初期は重要な劃期をなしている。特に注目すべき變化は、唐以前は個人の著述であったものが、唐以後は政府において官僚たちが分纂するものになった、という點である。本發表の目的は、唐初における正史編纂事業の過程に檢討を加え、このような變化が生じた政治的背景を解明することである。

唐の高祖の武德五年（六二二）、梁・陳・北魏・北齊・北周・隋の六朝の正史の編纂が開始されたが、これは未完のまま廢絕された。次いで太宗の貞觀三年（六二九）に北魏以外の五朝史について事業が再開され、十年（六三六）に完成した。これが現在二十四史に收められている諸史である。貞觀年間には、さらに『晉書』の改修と『五代志』（現行『隋書』の志。完成は顯慶年間）の編纂とが行われている。以上が唐初の正史編纂の概要である。

武德の修史事業は、未完に終わったため見逃されやすいが、一つの史書を複數の官僚が擔當する分纂の形態を取っている點で注目すべきである。當時の唐朝官僚は、それぞれ出仕してきた王朝の系統に違いがあり、各王朝の正史を編纂するに當たって、系統ごとに均衡を取る必要があったのである。

貞觀の修史事業でも分纂の形態を取ってはいるが、しかし構成上は太宗と密接な關係を持つ者が大部分を占め、かつ宰相の房玄齡が監修國史の任に當たっている。

ここに宰相を頂點とする分纂の形態が成立するのであるが、それは、武德と貞觀という、性格の異なる二つの段階を經て實現したのである。

清代乾隆年間における科擧受驗資格・戶籍・同族
——廣東省の事例を中心に——

片山剛

本發表は、乾隆期以降、顯著に現象化してくる、客民が科擧（とくに童試）を受驗する場合に必要となる、寄籍地＝現居住地の鄕貫獲得の問題、とりわけ鄕貫の移轉たる轉籍の問題を檢討し、これを通じて、戶籍制度上の里甲制的原籍主義（卽ち、移住禁止）から保甲制的現居住地主義への移行過程における、乾隆期の位置を考察せんとするものである。なお、客民については、現居住地の籍貫、とくに鄕貫を有していない者、と考えておく。

清朝中央の政策を檢討すると：㈠ 乾隆期には、事實上原籍主義を放棄していた；㈡ しかし、明確に轉籍を許可し、鄕貫制度上、原籍主義を放棄したのは、乾隆五九年であった；㈢ ㈡は個別人民ないし個別家族が、原籍地の血緣・地緣の社會的諸關係から離脫することを、中央が制度上承認したもの、と考えられる；㈣ しか